

# 高知県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の概要

〈計画期間：平成23年度～32年度〉

平成23年8月24日

高知県農業振興部畜産振興課

## 1 獣医療計画制度とは

### (1) 制度を導入した背景

産業動物に携わる開業獣医師の高齢化、家畜疾病の多様化や複雑化などを背景として、質・量ともに大きく変化してきた獣医療の需要に的確に対応し、畜産業の発達、公衆衛生の向上等に役立てるために、国と都道府県が地域における実態を踏まえ、計画的に獣医療を提供する体制の整備を図る必要があるためです。

### (2) 獣医療法に基づく制度の設置

このような背景の下、平成4年に制定された獣医療法において、農林水産大臣が、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「国基本方針」という。）を獣医事審議会に諮った上で定めるとともに、都道府県は、当該基本方針に即して、地域の実態を踏まえ、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「県計画」という。）を策定することにより、地域における適切な獣医療の提供の確保を図ることとされました。

### (3) 県計画の策定と公表

県計画を策定する場合には、国の基本方針や、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画作成要領（以下「計画作成要領」という。）に即し、以下の①から⑥について定めるとともに、計画の内容について、獣医療に関し学識経験を有する者の意見を聴くこととされています（5月25日に意見聴取）。

- ① 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
- ② 獣医師の確保に関する目標
- ③ 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- ④ 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
- ⑤ 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
- ⑥ その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

また、県計画を公表する場合には、事前に計画の内容について、農林水産大臣との協議が必要とされています（8月24日に協議終了）。

### (4) 県計画を策定するメリット

- ① 国の基本方針に則し、獣医師の確保、診療施設の整備や連携、獣医療の技術向上など、高知県の実態に応じた長期的な取組計画（10年間）を実行することが可能となります。
- ② （株）日本政策金融公庫からの長期・低利融資などを受けることができます（県計画の策定が事業要件の一つとなっています）。

## 2 国基本方針のポイントと県計画における取組内容

| 国基本方針のポイント   | 県計画における取組内容   |
|--|---|
| <p>(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保</p> <p>① 獣医師の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これらの分野へ就業・定着を図る取組を推進</li> <li>・ 獣医師の労働をめぐる環境を改善</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職場体験学習の積極的な受け入れによる業務の内容や意義などへの理解醸成</li> <li>◆ 高知県庁の特色ある業務（家畜診療など）などを積極的に情報発信</li> <li>◆ 高知県獣医師修学資金制度による計画的な県庁獣医師の確保</li> <li>◆ 退職者や経験者の登録による人材確保</li> <li>◆ 獣医師が果たす役割についての積極的な情報提供など、県民の理解醸成を通じた処遇水準の向上</li> </ul>   |
| <p>② 獣医療関連施設の相互の機能の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病性鑑定機能の充実等、口蹄疫のような家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化</li> <li>・ 診療獣医師が防疫指導に係る知識</li> <li>・ 技術等の修得を図る機会を増大し、緊急時の防疫指導を実践する獣医師を養成</li> <li>・ 診療獣医師が集団衛生管理技術、農場経営等に関する知識・技術の修得を図る機会を増大し、管理獣医師を養成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家畜保健衛生所を地域の防疫拠点機関として位置づけ</li> <li>◆ 農業共済組合などの関係機関の獣医師との連携の下、立入検査などを通じた、異常家畜の早期発見のためのサーベイランス体制を強化</li> <li>◆ 発生時における防疫措置の役割分担などについて、県域や地域の防疫会議や防疫演習を通じて、組織的な家畜防疫体制を確立</li> <li>◆ 家畜保健衛生所の機器や施設を整備し、総合的かつ高度な病性鑑定機能を維持・強化</li> <li>◆ 家畜保健衛生所や関係機関における情報交換の推進など、獣医療情報システムの整備</li> <li>◆ (社)高知県獣医師会の実施する技術研修会や学会などへの参加の促進や開催への支援</li> </ul> |
| <p>(2) 小動物分野における獣医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (社)高知県獣医師会の実施する技術研修会や学会などへの参加の促進</li> </ul>  |
| <p>(3) 獣医療に関する国民の理解を醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を深めるための取組を推進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 獣医師が果たす役割についての積極的な情報提供など、県民の理解醸成を通じた処遇水準の向上（再掲）</li> </ul>   |